

回覧

令和5年3月23日

各自治会長様

小清水町長 久保 弘志

「野犬掃とう」の実施について

平素より、保健衛生事業の推進に対し、ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、例年実施しております「野犬掃とう」につきまして、下記のとおり町内において実施いたしますので、畜犬を飼養されている方に対し、必ずけい留するよう、貴自治会内に周知いただきますようお願いいたします。

記

- 野犬掃とう実施期間 自 令和5年4月 1日
至 令和5年9月30日
- 野犬掃とう実施地区 町内全域
- 野犬掃とう実施方法 捕獲後、毒餌投与等による
- その他
(1) 野犬掃とう実施期間中、けい留されていない畜犬は、掃とうの対象となりますので、ご注意願います。
(2) 野犬の居所をご存知の方は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先
小清水町役場
町民生活課住民活動係
☎62-4472（直通）